

## 野洲市告示第8号

野洲駅周辺地区整備検討委員会設置要綱を次のように制定する。

平成23年2月1日

野洲市長 山 仲 善 彰

## 野洲駅周辺地区整備検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 にぎわいと安心の野洲駅周辺地区をめざし、野洲駅中心市街地整備計画に基づき野洲駅前広場整備等について検討するために、「野洲駅周辺地区整備検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 野洲駅南口駅前広場整備に関すること。
- (2) 野洲駅北口駅前広場整備に関すること。
- (3) その他野洲駅周辺地区整備に関して必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関・団体を代表する者
- (3) 市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が欠けたときは、第2項の区分から補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

## (委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

